

# 寄附金領収書

表

裏

郵便はがき

料金別納郵便

2 6 0 0 8 5 3

千葉県稲毛区〇〇町〇〇〇-〇〇

〇〇 〇〇 様

01023 全日制 昭和00年3月卒  
¥500,000 発行日：平成24年00月00日

●個人からの寄付

(1) 所得税の寄附金控除

○寄附金控除額の計算  
その年中に支出した特定寄附金の額の合計額 - 2千円 = 寄附金控除額  
注：特定寄附金の額の合計額が、その年の総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合は、その相当する金額が限度となります。  
尚、震災関連寄附金の支出がある場合は、最寄りの税務署にお問合せください。

○減税額の目安  $減税金額 = 寄附金控除額 \times 税率$   
この算式による減税金額は、概算による目安としてのみご使用ください。正確な金額については最寄りの税務署にお問合せください。

(2) 寄附金控除の適用を受けるための手続き  
寄附金控除を受けるためには、寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書にこの領収書を添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります。領収書は申告時まで大切に保管してください。

●法人からの寄付  
法人が支出したこの寄附金は、寄附金の損金算入限度額を計算する一般の寄附金の額の合計額に含まれず、全額が支出した事業年度の損金の額に算入できます。

No. \_\_\_\_\_

寄附金領収書

課程：全日制・定時制  
卒業年：昭和・平成〇〇年3月

〇〇 〇〇 様

一金 500,000 円也

但し、千葉県立千葉中学校・千葉高等学校教育環境整備（運動場拡充）支援事業寄附金として

この寄附金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」であることを、東京国税局平成24年4月26日付、東局課一個第1-59号、東局課二法第6-17号により確認済みです。

上記のとおり領収しました。

平成 24 年 00 月 00 日

千葉県立千葉高等学同窓会  
会長 霜 禮次郎